

被害をおさえるために!

非常持ち出し品の例

貴重品	現金、免許証、保険証、印鑑、通帳、 権利書など ※盗難に配慮して別に保管
非常食品	乾パン、缶詰、粉ミルク、 水（1日1人あたり3㍑）など
応急医薬品	常備薬、目薬、傷薬、胃腸薬、 ばんそうこう、三角巾など
携帯ラジオ	予備の乾電池も
照明器具	懐中電灯（予備の電池も）、ロウソク
衣類	下着、上着、タオル、紙おむつなど
その他	手袋、マッチ、ライター、 携帯トイレなど

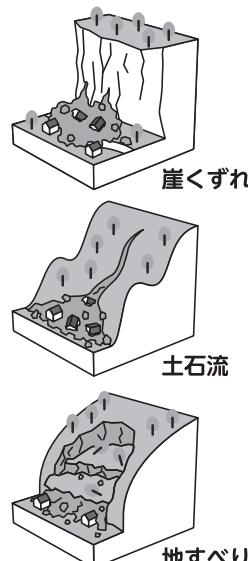
1. 地震への備え

地震が発生したとき、被害を最小限におさえるためには、一人ひとりがあわてず適切な行動をすることが極めて重要です。そのためには、皆さん方が地震について関心を持ち、いざというときに落ち着いて行動できるように、日常生活から地震の際の心構えを身につけておくことが大切です。

1. 地震への備え

4. 避難勧告等について

平成30年7月豪雨の教訓を受けて改定された、
国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づ
き、5段階の警戒レベルを用いて避難情報を提供
します。これらの避難情報は防災行政無線やちち
ぶ安心・安全メール等でお知らせしますので、情
報収集を心がけてください。



あなたを守る次の行動

2. 台風・大雨への備え

6月から10月にかけては「出水期」と呼ばれ、梅雨前線や台風の影響により、大雨となることが多い。令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）の際は、当町でも住宅や道路等に被害が発生しました。気象情報等に十分注意し、早めの対応を心がけることが大切です。

あなたを守る次の行動

①県では土砂災害警戒区域の指定のため基礎調査を実施して、土砂災害のおそれのある区域などを指定しています。

既に、町内全域の各地区で、土砂災害警戒区域1-3-1箇所及び土砂災害特別警戒区域1-1-6箇所が指定されています。

②土砂災害発生の危険度が高い地区には、避難勧告などが発令される場合があります。（避難勧告などは、夜間でも発令する場合があります。最新の情報収集に努めてください。）

③土砂災害警戒情報などが発表されていないくても、斜面の状況には常に注意を払い、普段とは、異なる状況に気がついた場合には、直ちに周りの方と安全な場所に避難するとともに、役場や秩父消防署北分署、秩父警察署に連絡してください。

す。家や職場の周囲は安全ですか。危険な場所を点検し、防災情報を収集するなど日頃の備えを万全にし、いざとなつたら、早めの避難を心がけることが大切です。